利用者のために

I 2018 年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2018 年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2018 年漁業センサスは、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号、漁業センサス規則(昭和 38 年農林省令第 39 号)及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号(漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件)に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統	
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省-都道府県-市区町村 -統計調査員-調査対象	
海面漁業調査	海面漁業地域調査	農林水産省-地方組織-調査対象	
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省-地方組織-統計調査員 -調査対象 農林水産省-地方組織-調査対象	
	内水面漁業地域調査	農林水産省-地方組織-調査対象	
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省-地方組織-調査対象	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省-地方組織-統計調査員 -調査対象	

※ 着色部分を北海道が担当し、それ以外は農林水産省北海道農政事務所が担当。

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(以下「沿海市区町村」という。)の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)(以下「水協法」という。)第2条に規定する漁業協同組合。)。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第18条第2項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調查

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、 陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力 (7.5kW) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物 (のり冷凍網を除く。)を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所 (冷凍・冷蔵工場) 又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所 (水産加工場)。

5 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
- イ 海面漁業地域調査
 - (ア) 資源管理・漁場改善の取組
 - (イ) 会合・集会等の開催状況
 - (ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

- (7) 組合員数
- (4) 生産条件
- (ウ) 活性化の取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査 魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場 事業内容、従業者数等

6 調査期日

平成30年11月1日現在(流通加工調査は平成31年1月1日現在)で実施した。

7 調査方法

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法 も可能とした。

また、調査対象から面接調査(他計調査)の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工 調査魚市場調査

調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自 計調査の方法により行った。

(3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法 も可能とした。

また、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

さらに、特別の事情があるときは、調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送、オンライン又は職員により回収する自計調査の方法も可能とした。

(4) 流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法 も可能とした。

8 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補 完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。 有効回答数については以下のとおり。

			単位:調査票
区 分		調査票配布数	有効回答数
海 面 漁 業 調	査		
漁 業 経 営 体 調	査 (1)	79, 916	79, 067
海面漁業地域調	査 (2)	2, 132	2, 132
内 水 面 漁 業 調	查		
内水面漁業経営体調	査 (3)	4, 822	4, 772
内 水 面 漁 業 地 域 調	査 (4)	1, 060	1, 060
流 通 加 工 調	査		
魚 市 場 調	査 (5)	809	803
冷凍・冷蔵、水産加工場調	(6)	9, 039	8, 753

注:1 「調査票配布数」とは、2013年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、 漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、統計調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった 調査対象に配布した調査票の数である。

9 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

^{2 「}有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答 必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て 解消された調査票の数である。

Ⅱ 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2018年漁業センサスのうち、北海道の主要な結果を取りまとめたもので ある。

2 用語等の解説

(1) 漁業経営体調査

業 海 面 漁

海面(道内では、サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼及び厚岸湖を 含む。)において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

過去1年間

平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間をいう。

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売するこ とを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行 った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の 個人経営体は除く。

営 組 織 経

漁業経営体を経営形態別に分類する以下の区分をいう。

個 人 経 営 体

個人で漁業を営んだものをいう。

団体経営体 個人経営体以外の漁業経営体で、以下のものをいう。

会

社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株 式会社(特例有限会社を含む。)、合名会社、合資会社及び合同会社 をいう。

漁業協同組合

水協法に基づき設立された漁業協同組合(以下「漁協」という。)及 び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。

なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

漁業生産組合 水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共同経営

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生 産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本 又は現物を出資しているものをいい、調査は代表者に対してのみ実施 した。

そ \mathcal{O}

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のも のをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去 1年間に使用した漁船のトン数」により、以下の方法により決定した。 ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種 類)が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該 当したものを当該階層に区分。

イ アに該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の 種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊 漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まな い。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン 数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1 トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層 に区分。)。

漁 業 層

以下の各層をいう。

沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定 置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

海面養殖層

海面養殖の階層をいう。

中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額(消費税を含む。)の第1位の漁業種類をいう。

責任のある者

個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯 員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委 任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就 いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

個人経営体の自 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営 家 漁 業 の み の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の 仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業従事役員 団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及 びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者 や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

漁業雇われ 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事し たか否かは問わない。)。

海上作業従事者

満15歳以上で、平成30年11月1日現在で海上作業に従事した者をい う。

漁

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船 のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船及び網船等)を含

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船 (遊漁のみに用いる船及び買いつけ用の鮮魚運搬船等) は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち平成30年11月1日 現在で保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船 推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船を いい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合 には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動 力 漁 船 推進機関を船体に固定した漁船をいい、船内外機船(船内にエンジ ンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)に ついては動力漁船とした。

漁業の海上作業ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労(漁場での水産動 植物の採捕に係る作業) 及び船上加工等の海上における全ての作業 をいう(運搬船等、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も 含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も 海上作業従事者となる。)。

> イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、 取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上にお いて行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。

- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上にお ける全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝及び採藻(海岸に打ち寄せた海 藻を拾うことも含める。) 等をする作業をいう(潜水を含む。)。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだ及び網等の養殖施設の張立て及び取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り及び収獲物の 取り上げ等の海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)で の全ての作業
 - b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
 - e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼 業分類

車 業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみ の場合をいう。

第 1 種 兼 業 個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕 事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収 入の合計よりも大きかった場合をいう。

第 2 種 兼 業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕 事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁 業からの収入よりも大きかった場合をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事 日数が最も多い者をいう。

自家漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁 業の経営主になる予定の者をいう。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「一」: 事実のないもの

「…」: 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」: 漁業経営体の秘密を保護するため、数値を公表しないもの

「△」: 負数又は減少したもの

4 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、漁業経営体の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

Ⅲ 2018年漁業センサスの主な改正点

2018 年漁業センサスの実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 海面漁業調査

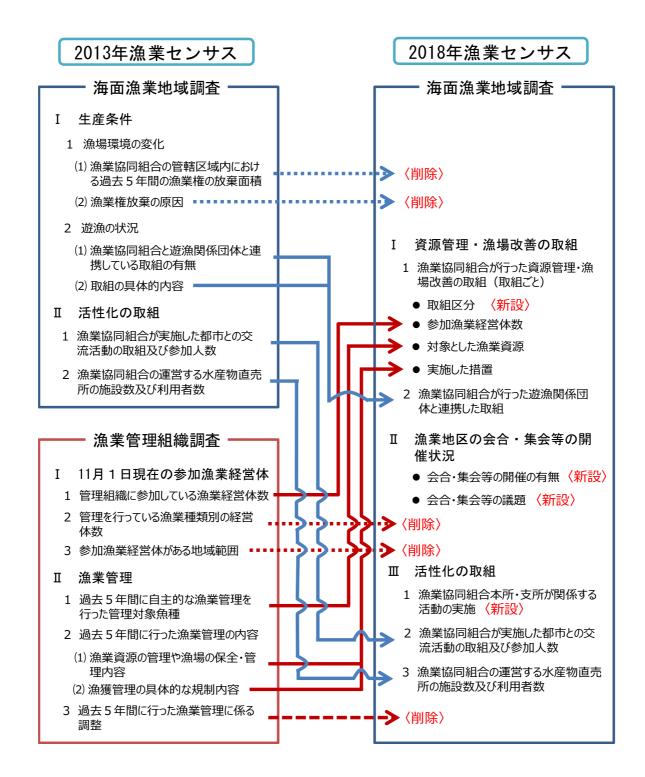
- (1) 漁業経営体調査
 - ア 前回調査(2013年)まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を 把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業におい て責任のある者(役員等)及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者に ついても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

また、いずれの者も海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を1~3位まで把握した。

- イ 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方 針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。
- ウ 漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」に含めていた「と らふぐ養殖」を分離するとともに、「とらふぐ養殖」の養殖場の施設面積を新たに 把握した。また、「まぐろ類養殖」としていた名称を「くろまぐろ養殖」に変更し た。
- エ 前回調査 (2013 年) まで、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が $1\cdot 2$ 位の漁業種類を把握するとともに、動力漁船別に販売金額が最も多かった漁業種類 について把握してきたが、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が多いもの を $1\sim 3$ 位まで把握するとともに、販売金額の多い魚種を $1\sim 3$ 位まで新たに把握した。あわせて、動力漁船についても出漁日数が多い漁業種類を $1\sim 3$ 位まで新たに把握するとともに販売金額が多い漁業種類を $1\sim 3$ 位まで把握した。
- オ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層(10億円以上)に該当する場合に新たに実額を把握した。
- カ 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、外食産業を追加するとと もに、消費者への直接販売の状況を詳細に把握するため、消費者に直接販売のうち、 自営の水産物直売所、その他の水産物直売所、他の方法を追加した。
- キ 漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。
- ク以下の調査項目は削除した。
 - (ア) 個人経営体における漁業従事世帯員の使用した動力漁船の大きさ
 - (イ) 個人経営体における遊漁船業の利用者数
 - (ウ) 個人経営体の雇用者数や団体経営体の従事者数の居住地区分別人数

(2) 海面漁業地域調査

2013 年漁業センサスまで行ってきた海面漁業調査漁業管理組織調査と海面漁業調査海面漁業地域調査を統合・再編し、沿海地区漁協に対し、資源管理・漁場改善の取組や地域の活性化の取組等を把握する新たな海面漁業調査海面漁業地域調査を実施した。



2 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査

- (1) 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の 決定に関わっているかどうかを新たに把握した。
- (2) 漁獲・収獲した魚種について、水産動物類の「あみ類」を「その他の水産動物類」に含めて把握した。
- (3) 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層(湖沼漁業1,000 万円以上、養殖業1億円以上)に該当する場合に新たに実額を把握した。
- (4) 以下の調査項目は削除した。
 - ア 個人経営体における兼業の状況
 - イ 民宿の利用者数

3 流通加工調査

- (1) 魚市場調査
 - ア 水産物買受人の業者数について、業態区分別の把握に変更した。
 - イ 魚市場における年間取扱金額について、年間取扱数量と同じく総数のうち数である水揚と搬入の金額を新たに把握した。
- (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - ア 水産加工品の生産量の品目について、68 品目から66 品目に変更した。
 - イ 水産加工場における水産加工品の販売金額について、階層選択の項目を維持する が、最上位階層(10億円以上)に該当する場合に限り新たに実額を把握した。
 - ウ 2008 年漁業センサスから休止していた水産加工場における水産加工品の出荷先の把握について、輸出を追加し把握した。
 - エ 水産加工場におけるHACCPの導入状況についての調査項目は削除した。

【連絡先】

北海道総合政策部情報統計局統計課経済統計グループ 電話: (代表) 011-231-4111 内線 23-677、23-673

(直通) 011-204-5145